



駅周辺で 出店をお考えのかたへ

空き店舗への新規出店者に、改修工事費・賃借料の一部を予算の範囲内で補助します

白岡市駅周辺空き店舗出店支援事業補助金

対象事業

白岡駅・新白岡駅周辺の商業地域、近隣商業地域内及び各駅から概ね半径300m以内の空き店舗で、新規出店者が2年以上継続することを見込んで行う小売業・飲食業

※次の事業は対象外

補助金交付決定前に着手した事業、市内で事業を営んでいるかたが移転を目的に行う事業、宗教法人または政治団体による事業

対象店舗

事業用に使用されていた賃貸用店舗物件で、3か月以上継続して事業が行われていない店舗（使用実績がない場合は、建築後1年以上経過している店舗）

※次の店舗は対象外

大規模小売店舗立地法の対象となる施設内のテナント型のもの、店舗部分と住宅部分が明確に分離できない住宅部分を有するもの

対象要件

- ①市税などを滞納していないこと
- ②空き店舗の所有者が新規出店者（法人は代表者）と同一人、配偶者、2親等以内の血族または姻族ではないこと
- ③白岡市商工会に事業計画書及び収支予算書の確認を受けていること
- ④改修工事の補助を受ける場合は、令和7年3月14日(金)までに工事を完了し、市に実績報告書を提出できること

補助対象経費（今年度から補助限度額を引き上げました）

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間など
改修工事に係る経費	1/2 以内	60 万円	1 回限り
賃借料（敷金・礼金を除く。）		10 万円/月	12 か月以内*

※賃借料のうち、年度をまたぐ月分の補助は、翌年度の予算状況によって交付決定します。ご要望に添えない場合がありますのでご了承ください。



▲詳細はこちら

活用ください

白岡市空き店舗情報登録制度

市内の空き店舗情報を市公式ホームページに掲載日から2年間掲載し、売りたいかた・貸したいかた、買いたいかた・借りたいかたとのマッチングを支援します。

※マッチング後に紛争などが生じた場合は、市は一切関与しません。

対象物件

所有者または売却、賃貸の代理などの権利を持つ宅地建物取引業者が売却、賃貸しようとする使用されていない店舗、事務所などの物件



▲詳細はこちら